

第8回

(令和3年8月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年8月10日(火) 午前9時30分から午前9時55分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第31号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第32号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第33号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第34号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、9番・10番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 議事の審議に入ります。

議長 議第31号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第31号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について8番委員から調査報告をお願いします。

8番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)です。経営面積は、703a、田454a、水稲58a、飼料作物396a、畑249a、すべて牧草です。酪農家です。成牛40頭、育成牛25頭、子牛12頭、和牛成牛12頭、育成牛5

頭、子牛 3 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：300m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：畜舎込みで 200 万円の中に畑も入っています。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：畜産に必要な機械はすべて所有。8 番（取得農地の利用計画）：自家用野菜を計画されています。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 2 番について 3 番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。法人です。経営面積は、91,868 m²、田 54,823 m²、畑 37,045 m²ですべて飼料作物です。酪農で、成牛 500 頭、育成牛 300 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：4Km。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：10 アールあたり 40 万円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：酪農に必要とする機械はすべて所有。8 番（取得農地の利用計画）：飼料作物を予定されています。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号 2 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 32 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 5 委員から調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後からです。3 番（資金調達）：借入金です。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上水は、町水道に連結、下水は町下水道に接続して使

用します。7番（防除措置）隣接地の土砂の流出、たい積、粉じんの被害が出ないように十分に注意し造成を行っていきます。8番（日照通風）周囲の耕作地に影響が出ないように建物等を建築し周囲に高木を植栽しないようにする。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は500万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について2委員から調査報告をします。

2 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可後からです。3番（資金調達）：借入金です。4番（申請面積と建面積の割合）農水省のホームページを見ると今は4.5倍というものは見かけなくなりました。集落接続で500㎡以内は、特例的に認めるというようなことで、6.2倍ですが500㎡以内ですので問題ないと思います。5番（周囲の承諾）：同意済で問題なし。6番（公衆衛生）町の上下水道に接続されます。雨水は基本浸透枳ですが側の水路に排水ということでした。7番（防除措置）土砂流出がないよう注意して施工します。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は親子関係で金銭は発生しません。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

申請どおり許可するものいたします。

議 長 議第33号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第33号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）所有権移転が3件、利用権設定が13件です。所有権移転に関しましては農業公社売渡2件、買入1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～13番適格の報告あり）

- 議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。
- 議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)
それでは、適格といたします。
- 議 長 議第34号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第34号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)
- 議 長 調査番号1について、一武地区より調査報告をお願いします。
- 9 番 (調査番号1) 8月3日午後2時から一武地区の農業委員、推進委員で調査しました。現地は、所有者が熊本市に居住し、家族も誰もいない状況になり、長年誰にも耕作されずに竹や木が茂る状況になりました。写真をみていただければわかるとおり、申請地は、竹や木が生い茂る状況です。以上のことから一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。
- 議 長 調査番号2について、木上地区を代表しまして2番委員より調査報告をします。
- 2 番 (調査番号2) 8月8日午前11時30分より木上地区の5人で調査を行いました。ご覧のとおり山になっていまして、申請地は写真で指している奥の方になります。現状は森林状態で復旧できる状態ではありませんでしたので、木上地区で非農地として認められるということで話し合いました。
- 議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。
- 議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号2番について認定に意義のない方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)
全員賛成ですので1番、2番を非農地として認定といたします。
- 議 長 報告第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 報告第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)
- 議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月10日

農業委員会会長

9 番 農 業 委 員

10番 農 業 委 員
